

平成29年第3回広尾町議会定例会 第4号

平成29年9月15日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 認定第 1号 平成28年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 3 認定第 2号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第 3号 平成28年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第 4号 平成28年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第 5号 平成28年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第 6号 平成28年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 7号 平成28年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 8号 平成28年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第 9号 平成28年度広尾町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 11 認定第10号 平成28年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 12 発議第 8号 議員定数等に関する調査特別委員会の設置について
- 13 発議第 9号 義務教育費国庫負担率の復元など、国の教育予算確保・拡充及び教職員の超過勤務解消を求める意見書の提出について
- 14 発議第10号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書の提出について
- 15 発議第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 16 発議第12号 日欧EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書の提出について
- 17 発議第13号 介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める意見書の提出について
- 18 陳情第 1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情について
- 19 発委第 4号 閉会中の委員会継続調査について
- 20 発議第14号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

- | | |
|----------|------------|
| 1番 浜野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北藤 利通 | 4番 前崎 茂 |
| 5番 志村 國昭 | 6番 山谷 照夫 |
| 7番 星加 廣保 | 8番 渡辺 富久馬 |

9番 小田英勝
 11番 旗手恵子
 13番 堀田成郎

10番 小田雅二
 12番 浜頭勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	田	中	章
会	計	道		淳
兼	出	道		淳
総	務	白	石	晃
総	務	松	田	哲
併	総	西	内	
併	総	折	笠	博
企	画	山	岸	雄
企	画	長	田	吉
税	務	宝	泉	
住	民	西	脇	秀
住	民	齊	藤	美
兼	住	佐	藤	直
保	健	村	上	洋
兼	老	山	崎	勝
保	健	山	崎	勝
地	域	佐	藤	清
地	域	菅	原	樹
健	康	金	石	輝
兼	老	村	上	洋
特	別	金	井	秀
農	林	金	井	秀
兼	町	平		浩
水	産	平		浩
水	産	雄	谷	幸
兼	建	室	谷	直
建	設	小	川	浩
建	設	北	藤	盛
				津
				雄
				美
				子
				彦
				彦
				美
				惠
				義
				子
				司
				司
				則
				則
				裕
				宏
				司
				通

建設課長補佐	前田憲一
建設課長補佐	寺井真
上下水道課長	小川浩司
兼下水終末処理センター長	小川浩司
港湾課長	森谷亨
国保病院事務長	今井啓容
国保病院事務次長	齊藤裕美
国保病院事務次長	渡辺將人
兼国保病院事務次長	金石輝義

〈教育委員会〉

教 育 長	笹原博
管 理 課 長	山岸直宏
学校給食センター所長	山岸達也
ひろお幼稚園長	道尚子
社会教育課長	保志悟
兼海洋博物館長	保志悟
社会教育課長補佐	浜頭力
図 書 館 長	奥村京子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮脇昭道
併 書 記 長	白石晃基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大林忠
併 書 記 長	菅原康博

〈公平委員会〉

委 員 長	木下利夫
併 書 記 長	白石晃基

〈農業委員会〉

会 長	今村弘美
事 務 局 長	早川修

○出席事務局職員

事	務	局	長	菅	原	康	博
総	務	係	長	鎌	田		慎
総	務	係	主	林		菜	々
			事			美	

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 北朝鮮から発射されましたミサイルの対応について報告をさせていただきます。

本日午前6時57分ころ北朝鮮より弾道ミサイルが発射され、北海道の上空を通過し、襟裳岬の東およそ2,000キロメートルの太平洋上に落下したと推定されています。

現在のところ、本町において被害等の情報は報告されておられません。本町におけるミサイル発射の情報につきましては、前回同様、Jアラートにより自動起動した防災行政無線及び携帯電話のエリアメールで町民の方々に対し2回の情報伝達を行いました。1回目は、午前7時に北朝鮮よりミサイルが発射されたため避難を促す内容が放送及び配信されました。2回目は、午前7時7分にミサイルが北海道上空を通過した旨の内容が放送及び配信されました。これを受けまして、午前7時10分ごろより担当課である企画課及び総務課の職員が登庁し、対応に当たっております。

以上、北朝鮮から発射されたミサイルへの対応について報告をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浜野隆議員、6番、山谷照夫議員を指名します。

ここで、決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時03分 休憩

午前11時49分 再開

本会議を再開します。

昼食のため、休憩します。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第2 認定第1号～日程第11 認定第10号

1、議長（堀田） 日程第2、認定第1号 平成28年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、認定第10号 平成28年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

本件10件は、決算審査特別委員会に付託されたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、小田^{こだ}英勝議員、登壇の上、報告願います。

1、決算審査特別委員会委員長（小田^{こだ}） 決算審査特別委員会審査報告をいたします。

委員会の開催日は、平成29年9月6日、13日、14日、15日であります。

事件及び審査の結果、認定第1号から認定第10号までの10件を認定すべきと決定いたしました。

以上、報告いたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。認定第1号 平成28年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についての1件と認定第2号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号 平成28年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの9件を2つに分けて討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号1件と認定第2号から認定第10号までの9件の2つに分けて討論、採決を行うことに決しました。

初めに、認定第1号 平成28年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

10番、小田^{おだ}雅二議員。

1、10番（小田^{おだ}） 平成28年度一般会計決算の認定に反対して、反対討論します。

まず、地域おこし協力隊事業ですが、協力隊員に対するコーディネート事業として約500万円の委託料があり、その内容は、日報・月報の管理、手当管理と支給、研修派遣と管理、隊員活動のフォローとあります。そして、成果として「隊員の活動全般をコーディネートすることで、生活面の不安を取り除き、隊員が業務に集中することができた」とあります。

地域おこし協力隊の方は、今までの経験や知識、能力を生かして、自立性と独自性を持って地域の活性化につながる仕事をしていくのであって、その隊員に一体どんなヘルプが必要なのでしょう

か。隊員に対して秘書的な業務としての手助けは必要なのでしょうか。

また、研修派遣と管理、隊員活動のフォローとありますが、これは隊員の上に立つ管理者あるいは上司という立場なのでしょうか、理解に大変苦しみます。決算上での費用対効果を推しはかれるどころか、費用そのものが意味のない不要なものと言えます。

次に、子ども農山漁村交流事業についてですが、大きな問題が見受けられます。

事業費約6,000万円のうち5,000万円が委託業務であり、人件費1,000万円弱、旅費が600万円となっています。人工数が余りにも過大で、1日当たりの報酬も、上はAランクの3万5,000円から下はDランクの2万円と高額過ぎるわけであります。

また、旅費についても、荒川区から事前のチェックということで、栄養士さんの方2人と先生が5人で合計7人も計上されています。これも効率性に欠け、過大なものであります。

また、この事業の一つに地元製品のPRとして東京都内で広尾町フェアがあり、この参加のために1人10万円の旅費で15人の出張予定でしたが、最終的には8名となりました。しかし、減額のための設計変更はされておらず、委託業務の危うさを露呈しています。

さて、本町の状況に立ち返りますと、暮らしの厳しさをあらわす数値として、昨日の委員会の質疑の中でも明らかにされましたが、所得や年金収入の階層別のデータがあります。所得においては、年間200万円以下は全体の70.9%、年金収入での200万円以下は72%と年々増加傾向にあり、今後さらに年金等が引き下げられます。平成26年から消費税が8%に引き上げられ、さらに年少扶養控除の廃止で子育て世代の負担増など、町民の生活はますます厳しくなっています。このような状況の中で、広尾町の行政は社会的弱者である高齢者、障がい者、低所得者などの生活を支え、住民の福祉向上を図っていかなければならないのは言うまでもないことであります。

しかし、今回の決算審議で明らかになったように、委託料の名目で何でもかんでも業者に丸投げし、精査にも欠けるようでは、行政の自立性はおろか、これからの行政改革についても危惧せざるを得ません。

以上をもって、この決算認定に反対します。

以上です。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

6番、山谷照夫議員。

1、6番（山谷） 私は、平成28年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるものであります。

平成28年度は、町長、議会議員の改選期であり、骨格予算でのスタートになりました。国の不安定な政治の中、限られた財源で補正予算を計上し、農林水産、商工観光など産業振興をはじめ医療、福祉、教育、子育ての継続支援に加え、さらにはコミュニティソーシャルワーカー配置事業による

地域福祉の増進を図るなど、町民が安心して暮らせる事業に努めた内容であったと思います。

財政運営全体としては、財政指数の状況、地方債残高、基金の状況等を見ても、財政運営の健全化への努力が認められるものです。

今後、効率的で効果的な予算編成に取り組み、住民サービスと要望に応えられる行政執行に期待し、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 平成28年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号 平成28年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの9件を一括して討論、採決を行います。

お諮りします。本件9件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件9件は討論を省略します。

これより認定第2号 平成28年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号 平成28年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本件9件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件9件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件9件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

◎日程第12 発議第8号

1、議長（堀田） 日程第12、発議第8号 議員定数等に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件は、議員定数等についての調査を行うため、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置して、閉会中も継続して調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は議長を除く議員全員で構成する議員定数等に関する調査特別委員会を設置して、閉会中の継続調査とし、調査期間は調査終了までとすることに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、議員定数等に関する調査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いします。

本会議を休憩します。

午後 1時12分 休憩

午後 1時18分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました議員定数等に関する調査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨、通知がありましたので報告します。

委員長には浜頭勝議員、副委員長には小田^{おだ}雅二議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎日程第13 発議第9号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第9号 義務教育費国庫負担率の復元など、国の教育予算確保・拡充及び教職員の超過勤務解消を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、北藤利通議員、登壇願います。

1、3番（北藤） 発議第9号 義務教育費国庫負担率の復元など、国の教育予算確保・拡充及び教職員の超過勤務解消を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

義務教育費国庫負担率の復元など、国の教育予算確保・拡充及び教職員の超過勤務解消を求める意見書の提出について提案理由を申し上げます。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限つき採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっています。また、教職員の7割から8割が、厚生労働省による時間外労働過労死ラインである80時間を超える時間外勤務を行っていることが明らかになっています。教職員の多忙と超過勤務の実態を解消するためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや、抜本的な「教職員定数の改善」と「学級編制基準の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が必要であると考えます。

生活扶助費の切り下げによる就学援助制度への影響や「高校授業料無償制度」への所得制限導入などにより、家庭の貧困から有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されていません。能力があるにもかかわらず、経済的な理由で進学・修学を断念するなど、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっていることから、国会及び政府に対し、以下のことについて求めるものといたします。

1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現に向け、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性に合った教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費などにおける保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

5、働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超過勤務の実態解消に向けたより実効ある対策を早期に実現すること。

6、「高校授業料無償制度」への所得制限撤廃を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第10号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第10号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書の提出につ

いてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、志村國昭議員、登壇願います。

1、5番（志村） 発議第10号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書の提出について。

上記意見書を、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は、地方自治体における基金残高が2015年度決算で約21兆円と、10年前と比較して7.9兆円増加していることなどを理由に、基金残高を地方財政計画へ反映するよう求めました。

また、6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」においては、「地方公共団体の基金について、総務省は、各地方公共団体における状況を調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析する」とされました。

地方自治体では、厳しい財政事情の中、国を上回る行財政改革を実施し、子育て支援策の充実や高齢化の進行に応じた医療・介護体制の構築、地域交通の維持など各種施策を実施しております。加えて、地方創生に向けた総合戦略の実行、老朽化する公共施設等の適正な管理・維持などにも取り組む必要があり、不慮の自然災害などによる歳出増などにも対応が求められています。

財源調達に限りある地方自治体において、各種の基金を活用するのは必然であり、基金は将来の行政需要に対して各自治体における不断の行財政改革による努力によって積み上げられたものであることを理解すべきだと考えます。地方の基金残高が増加していることをもって、これを地方財政計画に反映することは地方を疲弊させるものであり、到底認められるものではありません。

よって、2018年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、政府に以下の事項の実現を求めるものです。

記。

地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突然な政策変更、またリーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第11号

1、議長(堀田) 日程第15、発議第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番(浜頭) 発議第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税(仮称)」の創設に向けた検討を進めている。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国会及び政府に対し、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう「森林環境税(仮称)」を早期に

創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしくお願ひします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第12号

1、議長（堀田） 日程第16、発議第12号 日欧EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員、登壇願ひします。

1、4番（前崎） 発議第12号 日欧EPA「大枠合意」の撤回を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由の説明であります。

7月6日、日本政府は、EUとのEPA（経済連携協定）の交渉で「大枠合意」を行い、TPP（環太平洋連携協定）並みの関税撤廃と削減を行うこととした。日本及びEU加盟28か国の国会批

准が求められるが、そのために必要な協定文書はまだできていない。協定文書ができ、加盟国の承認手続を行い、EPA発効までには数年単位の時間がかかることが想定される。

多くの国民や農業者の反対の声を無視し、交渉経過や影響試算を一切明らかにしないまま「大枠合意」を表明した。

政府が発表した「合意」内容によれば、交渉分野は27分野に及び、国民生活全般に影響をもたらすことが懸念される。

特に、TPPでは手つかずだったソフトチーズに、初年度2万トン、16年後に3万1,000トンの低関税輸入枠を設定し、関税をゼロにすることや世界的に競争力のあるワイン、パスタ、木材などの関税を撤廃するなど、TPPを上回る水準になっている。EUが示した試算では、日欧EPAによって「日本への食肉や乳製品など加工食品の輸出が最大1兆3,000億円増加する」と言われている。

TPP水準を超えるソフトチーズの関税撤廃等により、日本の農林業、とりわけ北海道の酪農への打撃ははかり知れないものとなる。

「日欧EPAの合意は、TPPなどほかの経済連携協定にも波及する」と農林水産省も認めている。

よって、国会及び政府においては、日欧EPA「大枠合意」の撤回を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

以下、記載のとおりであります。

議決方よろしくお願いをいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議第13号

1、議長（堀田） 日程第17、発議第13号 介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める

意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 発議第13号 介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由の説明を行います。

2017年4月から介護保険法の改定により、要支援1・2の一部サービスが市町村による新総合事業へと移行されました。

利用者にとっては、介護保険料はこれまでどおりなのに、新総合事業では「緩和した基準によるサービス」の導入が可能とされ、これまでの専門的サービスが一定の講習や実習を受講した無資格者のサービスに置きかえられるケースも生まれています。

保険料は引き上げる一方で給付は切り下げられる実態を、介護保険創設時の厚労省老健局長堤修三氏は、「団塊世代にとって介護保険は『国家的詐欺』となりつつあるように思えてならない」と専門紙のインタビューで表現しています。

介護保険についても、2015年に2割負担を導入したにもかかわらず、さきの通常国会では、その影響調査もせず、現役並み世帯に3割負担の導入を決めました。

毎年、介護のために職場をやめる介護離職者は、10万人と言われていています。負担増により介護離職が増加し、介護難民がさらに広がることが懸念されます。

介護認定や介護給付を削減した自治体が、優先的に財政支援を受けられる仕組みを導入することも問題です。事業者も、成果を上げれば同様に財政支援を受けることができ、反対に「自立支援」に消極的と評価されれば、ペナルティをかけることまで決めています。

こういうやり方を導入すれば、自治体や事業者は財政支援を受けようと競い合って、介護認定や介護サービスの削減に走ることとなります。国会及び政府においては、多数の介護難民を生じさせる利用者の負担増、介護給付削減へと自治体を競わせる仕組みの導入を行わないよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

提出先は、記載のとおりです。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第18 陳情第1号

1、議長(堀田) 日程第18、陳情第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情についてを議題とします。

ただいま議題となっております陳情第1号は、さきに可決した発議第11号の意見書と同趣旨でありますので、採択されたものとみなします。

◎日程第19 発委第4号

1、議長(堀田) 日程第19、発委第4号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長(菅原) 発委第4号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申し出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長です。

1、調査期間でございます。

平成29年第3回定例会終了後から平成29年第4回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、住民主体の福祉施策の取り組みについて、(2)、認定こども園の運営について、(3)、障がい者の就労対策について。

産業常任委員会、(1)、生活環境に配慮した大規模農場の取り組みについて、(2)、十勝沿岸における有効な栽培漁業とマツカワ種苗供給の見通しについて。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第20 発議第14号

1、議長（堀田） 日程第20、発議第14号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） 発議第14号 議員の派遣についてであります。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

派遣事項であります。

1つ目といたしまして、北海道女性議員協議会総会。

目的、議会の活性化に資するため。

派遣場所です。赤井川村です。

期間は、平成29年10月21日から22日の2日間。

派遣議員は、萬亀山ちず子議員、旗手恵子議員であります。

2点目です。

十勝町村議会議長会議員研修会。

目的、議員活動研さんのため。

派遣場所、更別村。

期間は、平成29年11月7日であります。

派遣議員は、全議員となっております。

以上です。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長(堀田) 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長(堀田) これにて、平成29年第3回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時47分